平成２５年（フ）第２２８７号
神奈川県大和市福田３丁目４番地１　コーポプリメーラ201
債務者　山下　実則
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　雅紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１８号
京都府京田辺市田辺中央１丁目３番地５　パルウエスト新田辺302
債務者　髙橋　真澄
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野﨑　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
京都府城陽市平川大将軍21番地の６
債務者　石崎　進一
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八ツ元優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２３号
京都市北区平野宮西町27番地
債務者　長峯　宇一
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八ツ元優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第８９号
奈良県橿原市栄和町８番地３　ディーグランセ橿原神宮前107号、住民票上の住所奈良県橿原市大軽町68番地の４　サンヴェール橿原神宮前110号
債務者　木下　敦子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
奈良県宇陀市室生三本松1758番地の２
債務者　リベルテこと　新井　　敦（旧姓角南）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
奈良県大和高田市神楽３－８－15　エクセル神楽302号室、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字比曽715番地の１
債務者　前田　真希
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第７０５号
大阪府守口市八雲中町２丁目１番12―206号
債務者　大原　幹郎
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１９号
大阪府寝屋川市高柳１丁目12番５号
債務者　川端　竜一
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９９５号
大阪府枚方市交北１丁目26番１号
債務者　向芝千津子（旧姓南出）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３４号
大阪府豊中市利倉西１丁目２番７―405号
債務者　山下　朋美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０５２号
大阪市都島区都島本通３丁目17番15―1005号
債務者　百濟栄一郎
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０７０号
大阪府四條畷市大字清瀧533番地の１　コンフォート清滝203
債務者　岩本　政博
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０５号
大阪市生野区巽北１丁目21番29―1119号、前住所大阪市西成区太子１丁目５番５号
債務者　前田　博己
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１１号
大阪府枚方市松丘町37番26―203号
債務者　近藤　孝夫
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２４７号
大阪市東淀川区下新庄４丁目18番21―401号、前住所大阪府豊中市新千里東町２丁目７番C13―112号
債務者　上野　信行
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９９号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番39―605号
債務者　島田　　修
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１１号
大阪府東大阪市新上小阪１番９―13号
債務者　宮田　雅美（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部